

2022年4月28日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

当社の英国拠点が英国スチュワードシップ・コード署名機関に

野村アセットマネジメント株式会社（CEO兼代表取締役社長：小池広靖、以下「当社」）の英国100%子会社であるノムラ・アセット・マネジメント UKリミテッド（以下「NAM UK」）が、Financial Reporting Council（英国財務報告評議会、以下「FRC」）より、英国スチュワードシップ・コード2020（以下「本コード」）の署名機関として承認されました。

本コードは、英国の預金者や年金受給者ならびにその支援をする人たちのために資金を運用する者に対して、高いスチュワードシップ基準を定めています。このスチュワードシップとは、「顧客や受益者にとって長期的な価値を創造し、経済、環境、社会に持続可能な利益をもたらすために、責任ある資本の配分、管理、監督を行うこと」と定義されています。

本コードには、アセットオーナー^{※1}と資産運用会社向けの12の「適用と説明」原則に加え、サービス提供者向けの6つの原則があります。本コードへの署名機関となるためには、過去12カ月間に本コードの原則をどのように実践したかをFRCに報告し、承認基準を満たすことが必要です。また、署名機関には登録後も毎年報告書の提出が求められます。

今回NAM UKが提出した報告書^{※2}には、スチュワードシップ、エンゲージメント、責任投資に関して当社の各拠点が実施した取り組みや成果も含まれています。今回の承認は、スチュワードシップに関する当社のグローバルなコミットメントが客観的に確認されたものと考えます。

NAM UKは、FRCが2010年に本規約を最初に制定し、2012年に改訂するまでの間、一貫して同規約を遵守する旨の声明を出しています。また、FRCによる2016年のコード署名機関の評価において、NAM UKは最上位の「Tier1」を獲得しました。

当社は今後も、責任ある機関投資家としてESG課題の解決に取り組みながら、世界のお客様から選ばれる、日本を代表する運用会社になることを目指していきます。

※1 資産の保有者

※2 NAM UKスチュワードシップ・レポート（英語のみ）

https://www.nomura-asset.co.uk/download/NAM_UK_Stewardship_Code_2020.pdf

以上